

民有地内の堆積土砂等の撤去について

1 基本方針

今回の災害により、土石流や大規模な河川の氾濫により流れ出た流木や岩石が混じった土砂等が堆積している地区については、民有地内の土砂等であっても市で撤去します。

その他の地区であっても、高齢者、障害者の方で、自力での撤去が困難な方については、区役所や各避難所に設置している被災者支援総合窓口にお申し出いただければ、本市において対応します。

そのほか、自宅の出入り口の確保等のために、緊急に土砂等を撤去する必要がある場合にも、相談に応じます。

なお、ボランティアの皆様や、地元で協働して土砂等を撤去される場合は、集められた土砂等は、前面道路に出しておいていただければ、本市で撤去します。

また、宅地と農地が混在し、撤去作業を一括して行う方が迅速に対応できる場合は、農地内の土砂等についても同様に撤去します。

2 撤去の進め方について

これまで、避難所に設置した被災者支援総合窓口で担当の職員が皆様のご要望をお聞きできるようにしているところですが、本日から、皆様のご要望を踏まえた具体的な現地調査を開始していくために、まずは、口田南地区から担当が出向いていく予定にしています。

今後については、道路上の土砂等の撤去が進み、仮置き場の確保が出来た地区から、順次、作業に着手していきます。

【窓口課・所管課等】

- ・中区役所維持管理課(504-2581)
- ・東区役所維持管理課(568-7747)
- ・南区役所維持管理課(250-8962)
- ・西区役所維持管理課(532-0947)
- ・安佐南区役所維持管理課(831-4957)
- ・安佐北区役所維持管理課(819-3941)
- ・安芸区役所維持管理課(821-4933)
- ・佐伯区維持管理課(943-9737)
- ・下水道局河川防災課(504-2411)
(民有地土砂等撤去班)
- ・経済観光局農林整備課(504-2752)